

岩手県告示第 303 号

次の救急診療所は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急診療所である。

平成 19 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

診療所の名称	所在地	救急診療所として効力を有する期限
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	花巻市大迫町第 13 地割 20 番地 1	平成 22 年 3 月 31 日
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内 7 地割 35 番地 1	平成 22 年 3 月 31 日